

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休みのときは、その翌日)

目次  
◇公安告示 道路交通の規制に関する規程の一部改正

## 公安委員会告示

### 鳥取県公安委員会告示第四十六号

道路交通の規制に関する規程（昭和四十四年三月鳥取県公安委員会告示第十七号）の一部を次のように改正し昭和四十六年九月七日から施行する。

昭和四十六年九月七日

鳥取県公安委員会委員長 田村 純 一

別表第一の二中17を18とし、3から16までを一ずつ繰り下げ、2を次のように改める。

- 3 市道光西寺 博労町一丁目四六番先から同町三丁目一番一三先までの間 一八〇〃
- 〇七時から一七時までの間

別表第一の二中1の次に2として次のように加える。

- 2 市道角盤五号線、市道尾高町通り線及び市道西町通り線 角盤町三丁目一六番先から西町一〇番先までの間 八〇〇〃 終日

別表第一の三中6を7とし、2から5までを一ずつ繰り下げ、1を次のように改める。

- 2 〃 海田一二番先から同地内八四番五先までの間 五七〇 大型自動車（大型乗用自動車を除く。） 七時から一七時まで

別表第一の三に1として次のように加える。

- 1 一般国道一七九号 厳城地内から八屋地内までの間の竹田橋旧橋 二〇〇 大型自動車 終日

別表第二の一中1を削り、2を1とし、3から14までを一ずつ繰り上げ、15を削る。

別表第二の二の1を次のように改める。

- 1 県道米子境線 角盤町四丁目二三番先から同町二丁目七六番先までの間 四六〇 境港市方面から高車両（軽車両を除く。） 終日

別表第二の二中17を19とし、12から16までを二ずつ繰り下げ、11を次のように改める。

- 13 市道角盤五号線 角盤町三丁目一六番先から同町二丁目七五番先までの間 一一〇 錦町方向から角盤町方向 〃

別表第二の二中10を12とし、7から9までを二ずつ繰り下げ、6を次のように改める。



134 " 七三六番七先

一 美保小学校入口

別表第五の一中128を133とし、126及び127を五ずつ繰り下げ、125を次のように改める。

130 " 七〇〇番五先交差点

二 団地東入口

別表第五の一中130の前に129として次のように加える。

129 浜坂一、三五八番先

一 団地西入口

別表第五の一中124を128とし、92から123までを四ずつ繰り下げ、91を次のように改める。

95 永楽温泉町六五一番先

二 小銭屋前

別表第五の一中90を94とし、84から89までを四ずつ繰り下げ、88の前に87として次のように加える。

87 " 六〇九番先

一 鳥取幼稚園前

別表第五の一中83を86とし、71から82までを三ずつ繰り下げ、70を次のように改める。

73 " 二丁目四〇四番先

一 恵荘前

別表第五の一中73の前に72として次のように加える。

72 相生町一丁目三一四番先

二 大森公園前

別表第五の一中69を71とし、10から68までを二ずつ繰り下げ、12の前に11として次のように加える。

11 "

一 鳥取地方裁判所横

別表第五の一中9を10とし、5から8までを二ずつ繰り下げ、4の次に5として次のように加える。

5 " 三二六番先交差点

二 武道館前

別表第五の二中183を201とし、174から182までを八ずつ繰り下げ、173を次のように改める。

191 上新印二四六番先

二 春日小学校前

別表第五の二中172を190とし、171を189とし、189の前に188として次のように加える。

188 " 一〇一番先

一 松浦方前

別表第五の二中170を187とし、156から169までを七ずつ繰り下げ、173の前に171及び172として次のように加える。

171 " 二、五一六番先

一 西村方前

172 二本木一、〇五八番先十字路

二 島根日野前

別表第五の二中155を170とし、154を169とし、169の前に168として次のように加える。

168 " 二、三八四番先

二 松本方前

別表第五の二中153を167とし、146から152までを十四ずつ繰り下げ、145を次のように改める。

- 159 大篠津町無番先 二 美保中学校前
- 別表第五の二中159の前に157及び158として次のように加える。
- 157 大崎一、六六六番先 一 武良方前
- 158 " 一、四三六番先 一 矢倉方前
- 別表第五の二中144を156とし、142及び143を十二ずつ繰り下げ、154の前に153として次のように加える。
- 153 八幡七〇八番先 一 はやし商店前
- 別表第五の二中141を152とし、139及び140を十一ずつ繰り下げ、138を次のように改める。
- 149 " 一八〇番先丁字路 一 五千石団地入口
- 別表第五の二中149の前に147及び148として次のように加える。
- 147 福市八八三番先 一 来海方前
- 148 " 六九番八先 一 松原方前
- 別表第五の二中137を146とし、98から136までを九ずつ繰り下げ、107の前に105及び106として次のように加える。

- 105 " 一、二七〇番先 一 みどり幼稚園前
- 106 " 一二三番先 一 米子市水道局前
- 別表第五の二中97を104とし、93から96までを七ずつ繰り下げ、100の前に98及び99として次のように加える。
- 98 " 三一三番一先 二 赤井方前
- 99 安倍四三九番先 一 湯沢商店前
- 別表第五の二中92を97とし、83から91までを五ずつ繰り下げ、82を次のように改める。
- 87 内町七一番先交差点 二 京橋西詰
- 別表第五の二中81を86とし、71から80までを五ずつ繰り下げ、76の前に75として次のように加える。
- 75 " 六〇番先 一 太田医院前
- 別表第五の二中70を74とし、65から69までを四ずつ繰り下げ、69の前に68として次のように加える。
- 68 " 一八五番先 一 香川鉄工所前
- 別表第五の二中64を67とし、40から63までを三ずつ繰り下げ、39を次のように改める。
- 42 " 一八番先丁字路 二 朝日町出口
- 別表第五の二中38を41とし、30から37までを三ずつ繰り下げ、33の前に32として次のように加える。
- 32 " 三二四番六先 一 みずほ幼稚園前

別表第五の二中29を31とし、27及び28を二ずつ繰り下げ、29の前に28として次のように加える。

28 " 五四番先 一 東山フードセンター前

別表第五の二中26を27とし、24及び25を二ずつ繰り下げ、23の次に24として次のように加える。

24 " 一一番先 一 米原方前

別表第五の三中58を66とし、55から57までを八ずつ繰り下げ、63の次に60から62までとして次のように加える。

60 鴨河内一、七三七番先交差点 一 大鴨橋西詰

61 " 一、七四〇番先 一 上小鴨小学校前

別表第五の三中54を59とし、22から53までを五ずつ繰り下げ、21を次のように改める。

62 横田六五八番先 一 久米中学校前

26 " 二〇番四先十字路 三 小鴨橋東詰

別表第五の三中26の前に25として次のように加える。

25 河原町一、八五八番先交差点 一 いちようの木

別表第五の三中20を24とし、19を23とし、23の前に20から22までとして次のように加える。

20 " 二丁目一、五一七番先 一 福吉町公民館前

21 " " 一、四五九番先 一 倉吉線ガード下

22 " " 一、六五三番先 一 共同石油前

別表第五の三中18を19とし、9から17までを二ずつ繰り下げ、8の次に9として次のように加える。

9 " 一四七番先 一 建設省倉吉工事事務所前

別表第五の四の7中「三 宮脇商店前」を「四 信号機設置」に改める。

別表第五の五中11を削り、12を11とし、13及び14を二ずつ繰り上げ、13の次に14として次のように加える。

14 " 九九〇番四先 一 長谷入口

別表第五の五中29を34とし、34の前に33として次のように加える。

33 " 三二五番先 一 細川バス停留所前

別表第五の五中28を32とし、26及び27を四ずつ繰り下げ、30の前に28及び29として次のように加える。

28 " 六二八番一先 一 山湯山入口

29 " 二、一六四番四四九先 一 砂丘会館前

別表第五の五中25を27とし、16から24までを二ずつ繰り下げ、15の次に16及び17として次のように加える。

16 " 一、四六七番三先 一 大谷西入口

17 " 一、五六〇番三二先 一 大谷東入口

別表第五の六中90を105とし、87から89までを十五ずつ繰り下げ、102の前に、100及び101として次のように加える。

100 " 三七九番先丁字路 一 大屋入口

101 " 大字真鹿野五五七番先交差点 一 真鹿野入口

別表第五の六中86を99とし、84及び85を十三ずつ繰り下げ、97の前に96として次のように加える。

96 " 五〇二番三先 一 大坪入口

別表第五の六中83を95とし、77から82までを十二ずつ繰り下げ、89の前に88として次のように加える。

88 “ 九二四番一先丁字路 一 市瀬入口

別表第五の六中76を87とし、70から75までを十一ずつ繰り下げ、81の前に80として次のように加える。

80 “ 二、〇五五番五先 一 日通横

別表第五の六中69を79とし、63から68までを十ずつ繰り下げ、62を次のように改める。

72 “ 大字加茂一、五三二番四先 一 佐治第三小学校入口

別表第五の六中61を71とし、59及び60を十ずつ繰り下げ、69の前に68として次のように加える。

68 “ 三番二先丁字路 一 古用瀬入口

別表第五の六中58を67とし、50から57までを九ずつ繰り下げ、59の前に58として次のように加える。

58 “ 八〇番三先 一 用瀬小学校下

別表第五の六中49を57とし、39から48までを八ずつ繰り下げ、47の前に46として次のように加える。

46 “ 八〇一番一先 一 若桜町役場前

別表第五の六中38を45とし、36及び37を七ずつ繰り下げ、43の前に42として次のように加える。

42 “ 一六番四先丁字路 一 下高野入口

別表第五の六中35を41とし、41の前に39及び40として次のように加える。

39 “ 大字富枝三〇一番一先丁字路 一 富枝入口

40 “ 大字日田二五〇番一先丁字路 二 山崎橋東詰  
別表第五の六中34を38とし、24から33までを四ずつ繰り下げ、28の前に27として次のように加える。

27 “ 五八六番一先丁字路 一 国英駅入口

別表第五の六中23を26とし、14から22までを三ずつ繰り下げ、17の前に16として次のように加える。

16 “ 大字下津黒八四番一先 一 中私都小学校入口

別表第五の六中13を15とし、15の前に14として次のように加える。

14 “ 大字花三二一番先 一 花バス停留所前

別表第五の六中12を削り、11を13とし、6から10までを二ずつ繰り下げ、5の次に6及び7として次のように加える。

6 “ 六三二番一二先十字路 四 竹内菓子店前

7 “ 大字久能寺六九一番一〇先十字路 一 町営住宅前

別表第五の七中25を27とし、20から24までを二ずつ繰り下げ、19を次のように改める。

21 “ 三六五番次五先 二 浜町公民館横

別表第五の七中18を20とし、6から17までを二ずつ繰り下げ、8の前に7として次のように加える。

7 “ 二、七六六番先丁字路 一 旧国道入口

別表第五の七中5を6とし、4を5とし、3の次に4として次のように加える。

4 “ 六四五番一二先交差点 一 矢野製材所前

別表第五の七の3中「二」を「四」に改める。

別表第五の八中75を83とし、74を82とし、82の前に81として次のように加える。

81 " 大字太一垣一六一番先 一 成美保育所前

別表第五の八中73を80とし、61から72までを七ずつ繰り下げ、68の前に67として次のように加える。

67 " 大字公文七二番先 一 東伯小学校前

別表第五の八中60を66とし、45から59までを六ずつ繰り下げ、44を次のように改める。

50 " 五五九番一先 二 小林ガソリンスタンド前

別表第五の八中43を49とし、40から42までを六ずつ繰り下げ、39を次のように改める。

45 " 大字瀬戸五三番九先 一 大誠小学校前

別表第五の八中45の前に44として次のように加える。

44 大栄町大字島一一五番先交差点一島三差路

別表第五の八中38を43とし、34から37までを五ずつ繰り下げ、39の前に36から38までとして次のように加える。

36 " 大字堀一、九五一番先 一 関金第三保育所入口

37 " " 二、一一七番一先 一 山守小学校入口

38 " 大字今西一二七番二先 一 入沢理髪店前  
別表第五の八中33を35とし、28から32までを二ずつ繰り下げ、30の前に

29として次のように加える。

29 " " 一、三三四番先丁字路 二 片柴三又路

別表第五の八中27を28とし、7から26までを一ずつ繰り下げ6の次に7として次のように加える。

7 " 大字橋津一、九六八番一先 一 海水浴場入口

別表第五の九中47を54とし、54の次に55として次のように加える。

55 " 八重三一二番一先 一 上中山小学校前

別表第五の九中46を53とし、45を52とし、52の前に51として次のように加える。

51 " 潮音寺九一番一先 一 中山保育所前

別表第五の九中44を50とし、32から43までを六ずつ繰り下げ、38の前に、36及び37として次のように加える。

36 " 大字古御堂二二四番四先 一 庄内保育園前

37 " " 一七七番先 一 庄内小学校前

別表第五の九中31を35とし、24から30までを四ずつ繰り下げ、23を次のように改める。

27 " 六七三番一先 一 平田バス停留所前

別表第五の九中27の前に26として次のように加える。

26 " 上万三五八番一先 一 上万バス停留所前

別表第五の九中22を25とし、21を24とし、24の前に23として次のように加える。

23 " 大字福井一九一番一先 一

別表第五の九中20を22とし、18及び19を二ずつ繰り下げ、20の前に19として次のように加える。

19 " 三二七番一先 二 橋本方前

別表第五の九中17を18とし、8から16までを一ずつ繰り下げ、7の次に8として次のように加える。

8 会見町大字宮前五六八番先 二 会見小学校前

別表第五の十中31を36とし、36の次に37及び38として次のように加える。

37 " 根雨原一、〇八一番先 一 根雨原バス停留所前

38 " 二部一、六一七番先 一 二部小学校前

別表第五の十中30を35とし、28及び29を五ずつ繰り下げ、27を次のように改める。

32 " 溝口三〇七番二先 一 溝口小学校前

別表第五の十中32の前に31として次のように加える。

31 溝口町岩立九番先 一 大山高原ホテル前

別表第五の十中26を30とし、21から25までを四ずつ繰り下げ、25の前に23及び24として次のように加える。

23 " 一、四八三番二先 一 西村方前

24 " 上菅七三三番五先 一 水谷方前

別表第五の十中20を22とし、7から19までを二ずつ繰り下げ、9の前に8として次のように加える。

8 " 四〇六番六先 一 小笠原方前

別表第五の十中6を7とし、4及び5を一つ繰り下げ、3の次に4として次のように加える。

4 " 一、七二四番先 一 原方前

別表第六の二の一中3の次に4及び5として次のように加える。

4 一般国道五三三号線 富安三三七番一先から東品治  
八四番先までの間の東側歩道 四四九

5 " 富安三三九先から古市一番一  
〇先までの間の西側歩道 四五八

別表第七の二の(一)中12を13とし、9から11までを一つ繰り下げ、8の

次に9として次のように加える。

9 県道福部鳥 卯垣二六番一先から  
取線 澁山二九一番二先ま 一、二〇〇 高速車及  
での間 び中速車

別表第七の二の(二)の11を次のように改める。

12 " 西三柳一、九一八番 二、九〇〇 高速車及  
一先から夜見町二、 び中速車  
一七一番先までの間 四〇

別表第七の二の(三)中10の次に11として次のように加える。

11 県道東福原 東福原六五五番先か  
樋口線 ら両三柳二、〇四八 二、〇〇〇  
番先までの間

別表第七の二の(四)に13及び14として次のように加える。

13 県道福成戸 車尾八六番先から同  
上米子線 地内一二三番先まで 一五〇  
の間

14 市道口陰田 陰田町六四五番先か  
線、市道両 陰田町官有無番先 一、三〇〇  
及び市道美 ら大谷町間  
吉西大谷奥 までの間

別表第七の二の(五)に15及び16として次のように加える。

15 県道大河内 福光二二三番一先か  
岡田線 ら同地内三五五番六 四〇〇  
先までの間

16 " 横田五二一番先から  
同地内三二番先まで 六〇〇  
の間

別表第七の二の(四)の4を次のように改める。



4 県道余子停車場線及び  
竹内町二九一番先から渡町一、四四〇番三先までの間 二、五〇〇 高速車及び中速車 四〇

別表第七の二の(六)中25を27とし、20から24までを二ずつ繰り下げ、19を次のように改める。

21 " 佐治村大字加瀬木二、五四四番三先から同大字八三七番先までの間 一、九〇〇 " "

別表第七の二の(六)中18を20とし、17を次のように改める。

19 " 若桜町大字湯原一九〇番先から同大字五番先までの間 四〇〇 " "

別表第七の二の(六)中19の前に18として次のように加える。

18、 県道村岡若桜線 若桜町大字淵見四二〇番二先から同大字四八番一先までの間 七〇〇 高速車 五〇

別表第七の二の(六)中16を17とし、9から15までを一ずつ繰り下げ、7及び8を次のように改める。

8 " 河原町大字安蔵一、〇一八番二先から同町大字樟原三一〇番先までの間 四〇〇 " "

9 " 河原町大字釜口一、四六〇番一先から同町大字高福三七四番三先までの間 一、七〇〇 " "

別表第七の二の(六)中6の次に7として次のように加える。

7 国道五三号 用瀬町大字川中一三〇番一先から同大字一九〇番先までの間 四〇〇 " "

別表第七の二の(六)に28として次のように加える。

28 県道才代智頭町大字郷原一三番三先から同大字五九番先までの間 六四〇 高速車及び中速車 四〇

別表第七の二の(七)中9を10とし、8を9とし、7を次のように改める。

8 県道八束水見線及び勝見日光浜村線 気高町大字勝見六六番一先から同町大字浜村二三五番先までの間 七五七 自動車 三〇

別表第七の二の(七)中6の次に7として次のように加える。

7 県道小畑青谷線 青谷町大字奥崎三五番先から同町大字早牛四〇番三先までの間 二、二〇〇 高速車及び中速車 四〇

別表第七の二の(六)中28を33とし、21から27までを五ずつ繰り下げ、20を次のように改める。

25 県道野井倉浦安停車場線 東伯町大字鋤三、〇一三番先から同大字一三三番先までの間 八〇〇 高速車及び中速車 四〇

別表第七の二の(六)中25の前に23及び24として次のように加える。

23 県道如来原倉吉線 関金町大字泰久寺七〇番先から同町大字松河原七、〇〇一番二先までの間 八〇〇 高速車 五〇

24 " 関金町大字大鳥居六七番先から同町大字安歩三九三番七先までの間 九七〇 " "

別表第七の二の(六)中19を22とし、17及び18を三ずつ繰り下げ、16を次のように改める。

24 " 関金町大字大鳥居六七番先から同町大字安歩三九三番七先までの間 九七〇 " "

別表第七の二の(六)中19を22とし、17及び18を三ずつ繰り下げ、16を次のように改める。



3 福部村大字細川一八〇番 併合  
先から同村大字海士五三番一先  
までの間 二、五五〇

別表第八の五中4を削り、5を4とし、6を5とする。

別表第八の六中7を12とし、12の前に11として次のように加える。

11 河原町大字釜口一、四六〇番一  
先から同町大字高福三七四番三  
先までの間 一、七〇〇

別表第八の六の6を次のように改める。

10 用瀬町大字古用瀬五七番一先か  
ら同町大字用瀬三番二先までの  
間 一、一〇〇

別表第八の六中10の前に8及び9として次のように加える。

8 一般国道五 智頭町大字智頭二、五八七番二  
三号 先から同大字京橋西詰までの間 六〇〇

9 八頭郡用瀬町大字川中一一五番  
一先から同町大字宮原一三五番  
一先までの間 一、八〇〇

別表第八の六中5を7とし、3及び4を二ずつ繰り下げ、2の次に3及び4として次のように加える。

3 八東町大字徳九一、五〇〇番三  
先から同町大字小別府三六一番  
一先までの間 一、四五〇

4 郡家町大字大門三五三番一先か  
ら同町大字殿五六六番二先まで  
の間 七〇〇

別表第八の八の6を次のように改める。

6 北条町大字北尾七八番一先から  
同町大字松神一三〇番二先まで  
の間 一、七〇〇

別表第八の八中12を14とし、11を次のように改める。

13 三朝町大字牧一七六番先から同  
大字三八五番先までの間 二〇〇

別表第八の八中7を削り、8を7とし、9及び10を一ずつ繰り上げ、9の次に10から12までとして次のように加える。

10 一般国道一 三朝町大字木地山八七七番一先  
七九号 から同大字五四三番先までの間 六〇〇

11 三朝町大字加谷一一八番先から  
同大字五九〇番二先までの間 四五〇

12 三朝町大字曹源寺一九二番六先  
から同町大字久原一二一番一先  
までの間 一、五〇〇

別表第八の八に15として次のように加える。

15 一般国道三 関金町大字安歩九七番二三先か  
一三号 ら同大字七一番先までの間 二〇〇

別表第十の一中60を削り、61を60とし、62から66までを一ずつ繰り上げる。

別表第十の二中135を153とし、127から134までを十八ずつ繰り下げ、145の前

に144として次のように加える。

144 六〇五番先 山本酒店前

別表第十の二中126を143とし、143の前に140から142までとして次のように加える。

140 福万四一九番先 矢田具方前

141 " 四一九番六先

泉方前

142 " 三九四番四先

山根方前

別表第十の二中125を139とし、122から124までを十四ずつ繰り下げ、136の前

に135として次のように加える。

135 日原三六三番先

米子病院出口

別表第十の二中121を134とし、115から120までを十三ずつ繰り下げ、128の前

に126及び127として次のように加える。

126 " 一、六七六番先

夜見丁字路

127 " 一、四〇四番先

弓ヶ浜駅出口

別表第十の二中114を125とし、97から113までを十一ずつ繰り下げ、108の前

に107として次のように加える。

107 " 六二八番先

栗島団地出口

別表第十の二中96を106とし、106の前に105として次のように加える。

105 " 四六九番八先

五千石団地出口

別表第十の二中95を104とし、92から94までを九ずつ繰り下げ、101の前に

99及び100として次のように加える。

99 " 九七〇番先

渡辺商店前

100 " 九八六番先

森上方前

別表第十の二中91を98とし、71から90までを七ずつ繰り下げ、78の前に77として次のように加える。

77 " 一、一一二番先

上河崎バス停留所前

別表第十の二中70を76とし、68及び69を六ずつ繰り下げ、74の前に73として次のように加える。

73 " 二、〇六四番一先

卸売団地出口

別表第十の二中67を72とし、47から66までを五ずつ繰り下げ、52の前に50及び51として次のように加える。

50 " 一〇〇番先

第四中学校出口

51 " 八九番先

天使園出口

別表第十の二中46を49とし、44及び45を三ずつ繰り下げ、47の前に46として次のように加える。

46 西町九〇番先

裁判所前丁字路

別表第十の二中43を45とし、41及び42を二ずつ繰り下げ、40の次に41及び42として次のように加える。

41 " 三四番先

獣医科病院前

42 " 二七番先

山陰合銀寮前

別表第十の三中23を25とし、17から22までを二ずつ繰り下げ、19の前に

18として次のように加える。

18 昭和町六七六番先

厚生病院出口

別表第十の三中16を17とし、14及び15を一つづつ繰り下げ、13の次に14として次のように加える。

14 河原町一、八五八番先

Y字路

別表第十の四中2から5までを削り、6を2とし、7から30までを四ずつ繰り上げる。

別表第十の五中11の次に12として次のように加える。

12 " 七二七番一二先

竹内菓子店横

別表第十の六中44を62とし、15から43までを十八ずつ繰り下げ、33の前に32として次のように加える。

32 " 大字才代一五〇番先

松本方前

別表第十の六中14を31とし、13を次のように改める。

30 " 大字安井宿七〇四番一先

日下部出口

別表第十の六中30の前に18から29までとして次のように加える。

18 " 大字谷一木一、〇三九番先

小谷商店前

19 " 大字長瀬七三番二先

前田酒店横

20 " 大字袋河原一番三先

21 " 大字今在家三三四番先

共同作業場横

22 " 大字佐貫七八五番一先

河原町農協散岐支所前

23 " 大字一三三番一〇先

岡本セメント瓦工場横

24 " 大字曳田一八六番二六先

河原町農協八上支所横

25 " 大字中井一九一六番先

中井出口

26 " " 一七二番五先

鹿野出口

27 " 大字湯谷五五番先

湯谷出口

28 " 大字北村三三一四番先

北村四区出口

29 八東町大字日下部一、二三六番一先  
別表第十の六の12を次のように改める。

17 " 大字渡一木二六〇番四先

河原橋西詰南側

別表第十の六中17の前に14から16までとして次のように加える。

14 " 五四〇番先

船岡町役場前

15 河原町大字河原七六番三先

松本こんにやく屋横

16 " 一七番六先

萩原酒造前

別表第十の六中11を13とし、6から10までを二ずつ繰り下げ、5の次に6及び7として次のように加える。

6 " 六三二番一二先

竹内菓子店横

7 " 六三二番三先

井上飲食店前

別表第十の七中12を14とし、11を13とし、13の前に11及び12として次のように加える。

11 " 大字青谷四、〇六四番三先

三光堂前

12 " 四、〇四四番六先

青木方前

別表第十の七中10を削り、9を10とし、5から8までを二ずつ繰り下げ、4の次に5として次のように加える。

5 " 六一〇番二先

矢野製材所前

別表第十の八中64を65とし、14から63までを二ずつ繰り下げ、13の次に14として次のように加える。

14 " 大字今西一、〇一九番先

関金町農協山守支所前

別表第十の九中45を49とし、37から44までを四ずつ繰り下げ、41の前に

40として次のように加える。

40 " 大字豊成三六番八先

別表第十の九中36を39とし、25から35までを三ずつ繰り下げ、28の前に

27として次のように加える。

27 " 国信五四三番四先

別表第十の九中24を26とし、14から23までを二ずつ繰り下げ、16の前に

15として次のように加える。

15 " 五五八番一先

別表第十の九中13を14とし、7から12までを一ずつ繰り下げ、5及び6

を削り、8の前に6及び7として次のように加える。

6 会見町天萬五六〇番先

7 " 六七五番一先

別表第十の九中4を5とし、2及び3を一ずつ繰り下げ、1の次に2と

して次のように加える。

2 " 大字倭三八二番先

別表第十の十中26を28とし、28の次に29として次のように加える。

29 " 根雨原一、二一九番一先

別表第十の十中25を27とし、18から24までを二ずつ繰り下げ、20の前に

19として次のように加える。

19 " 二、二三一番一先

別表第十の十中17を18とし、16を17とし、15の次に16として次のように

加える。

16 " 七一一番先

別表第十一の一中86を87とし、78から85までを一ずつ繰り下げ、77を次

のように改める。

78 市道東町水 東町一丁目三〇八番 車両

道谷線 先から同地内三〇一一番 七時か

別表第十一の一中76の次に77として次のように加える。

77 市道吉方一 吉方二丁目三五九番 車両(二

五号線 先から同地内三六三番 八〇 輪及び軽

別表第十一の二中54を57とし、47から53までを三ずつ繰り下げ、46を削

り、45を次のように改める。

49 " 錦町一丁目八〇番先 七時か

から同地内一四九番 九〇 車両(二

先までの間 先までの間 七時か

別表第十一の二中49の前に48として次のように加える。

48 市道西高正 角盤町二丁目一〇五 終日

門前通り線 先から同地内七〇一一番 〇

別表第十一の二中44を次のように改める。

47 市道加茂中 両三柳四、六一九番 七時か

央線及び市 先から旗ヶ崎九六五番 二、一〇〇 〇

崎上後藤線 先までの間 七時か

別表第十一の二中43を46とし、35から42までを三ずつ繰り下げ、34を次

のように改める。

37 市道角盤中 角盤町二丁目六一番 車両(二

央線 先から同町四丁目三番 六四〇 輪及び軽

別表第十一の二中33を次のように改める。

車両(二

36 市道米子福 角盤町二丁目六番  
米線 先から同地内一二〇番  
番先までの間 " "

別表第十一の二中36の前に35として次のように加える。

35 " 日ノ出町五五番先か  
ら同町一六番五先ま  
での間 一一〇 車両(二  
輪を除く)終日

別表第十一の二中の32を次のように改める。

34 市道栄一〇 博労町三丁目三五番  
号線 先から同町三丁目一  
八五番先までの間 三七〇 車両(二  
輪及び自  
転車を除く)七時か  
ら十九時  
まで

別表第十一の二中の31を次のように改める。

33 市道尾高町 尾高町二八番先から  
通り線及び 角盤町三丁目一八三  
角盤五号線 番先までの間 五三〇 車両(二  
輪及び軽  
車を除く) "

別表第十一の二中30を32とし、29を31とし、31の前に30として次のよう  
に加える。

30 市道堀端通 末広町無番先から久  
り線 米町二五番先までの間 七一〇 " 七時か  
ら十九時  
まで

別表第十一の二中28を削り、27を29とし、16から26までを二ずつ繰り下  
げ、15を次のように改める。

17 県道境渡米 旗ヶ崎三八番先か  
子線 ら灘町三丁目四二番  
先までの間 一、四〇〇 車両(二  
輪及び軽  
車を除く) "

別表第十一の二中17の前に16として次のように加える。

16 " 東福原六五番先か  
ら両三柳二、〇四八  
番先までの間 二、〇〇〇 車両(二  
輪を除く) "

別表第十一の二中14を15とし、12及び13を二ずつ繰り下げ、11を次のよ  
うに改める。

12 県道皆生車 皆生一、七二二番先  
尾線及び市 から同地内一、九七  
道皆生東二 一番先までの間 六五〇 車両(二  
輪及び軽  
車を除く) "

別表第十一の二中10の次に11として次のように加える。

11 県道大篠津 大篠津町官有無番先  
停車場線及 から同町二、九四四  
津内道大篠 番一先までの間 一、一六〇 車両  
線

別表第十一の六中8を11とし、11の前に10として次のように加える。

10 県道才代智 智頭町大字郷原一三  
頭線 九番三先から同大字  
一八五番一先までの間 二〇〇 " "

別表第十一の六中7を9とし、3から6までを二ずつ繰り下げ、2を次  
のよう改める。

4 " 郡家町大字西御門一  
五六番二先から同町一  
大字郡家七四五番二  
先までの間 一、四〇〇 " "

別表第十一の六中1の次に2及び3として次のように加える。

2 " 八東町大字徳丸一、  
五〇〇番三先から同  
町大字小別府三六一  
番一先までの間 一、四五〇 車両(二  
輪及び軽  
車を除く) "

3 " 郡家町大字大門三五  
三番一先から同町大  
字殿五六六番二先ま  
での間 七〇〇 " "

別表第十一の十中8を9とし、6及び7を二ずつ繰り下げ、5を次のよ

うに改める。

6	日野町根雨七一 二先から同地内六八 九番先までの間	三〇〇	七時か ら一 九時 まで
---	---------------------------------	-----	-----------------------

別表第十一の十中4の次に5として次のように加える。

5	日野町黒坂一、八一 二番二先から同地内 四一三番先までの間	一、三〇〇	終日
---	-------------------------------------	-------	----

別表第十二の一の(一)中2を削り、3を2とする。

別表第十二の一の(内)中1を削り、2を1とし、3から34までを一ずつ繰り上げる。

別表第十二の一の(内)中7を削り、8を7とし、9から26までを一ずつ繰り上げる。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)】